

■ 知的財産の行方

富田 六郎*



小泉首相は日本経済再生の一つとして知的財産立国を掲げ、国内で保有する知的財産権を積極的に保護・活用することで、産業の国際競争力を高めることを国家の目標とすることを表明した。これに基づいて知的財産戦略大綱が定められ、昨年には知的財産基本法が施行された。大綱の具体的行動の根幹は、大学・企業における知的財産創出と創造性を育む教育・研究人材の充実である。今国会でも法改正が審議され、審査の迅速化などが図られていく予定である。

政府の知財戦略の主要な対象である大学では、特許に対する熱意は高くはなかったが、近年は多くの大学が取得とその活用を推進している。各大学でのTLO（技術移転機関）や知的財産本部の設置はその現れである。また、京大では教員が取得する特許による収入の最大70%を配分するポリシーをまとめ、特許取得のインセンティブを高めている。斬新な特許を基に起業するベンチャー企業も大学に起こされている。早大の50社をトップに、すでに600社以上が設立されるなど、大学をめぐる知的財産活用の動きもめまぐるしい。

企業にとっての知財戦略はより重要性を増している。多くの企業はそれぞれに知的財産を十分に保持しているが、技術・ノウハウなどの無形の価値を含めた企業価値、すなわち知の潜在力を新聞社が独自に算定して公表している。技術革新力、従業員の生産性、将来の収益期待などの6項目の主成分分析の結果、対象とした東証一部上場の製造業763社の中で、トヨタ自動車がトップ、建設関連では太平洋セメントが54位、三菱マテリアルが81位と潜在力を評価されている。しかし、現状の課題は特許取得に留まらず、その保護・活用と多岐にわたる特許収益性の確保である。経済産業省の調査では、先進5カ国の中で特許生産性（件数／研究開発費）や研究者の比率は高いが、特許

1件あたりの大まかな特許収益性を比較すると日本は最下位である。このように、特許が有効に活かされていない実情が浮かび上がってくる。

特許は企業および個人の業績・成果であるが、この職務発明に対する従業者の「相当の対価」の合理性が議論を呼んでいる。そして、この1月末には高裁、地裁において衝撃的な判決が続いた。H社の元社員への16億円の支払い判決に驚いたのも束の間、翌日のN社に対する判決は200億円である。特許から得た利益の算定について、前者の判決では海外分、クロスライセンス分を認容し、後者では将来の利益も含めた発明の対価を600億円と算定し、請求額の200億円を全額認容している。N社の判決でH社の額が何やら相応なものに思えたり、N社判決の200億円も原告が受けていた報奨金2万円も共に3桁ぐらい違うように思えるのが一般的な感覚かもしれない。

この判決に対する見解はさまざまであり、研究者にとっても自らの価値を高める朗報と単純に喜べない。発明そのものが企業にとって大きなリスクとなる危険性をはらみ、国際競争力をも失うことになりかねないからである。企業での報奨金制度の見直しは今後進められていくであろうし、特許庁も仕組みつくりに動いているが、企業の施設やマンパワーを活用した成果の中で個人の貢献度をどのように定量化するかなど、適切な報奨金を定めることは容易ではない。また、企業に在籍したまま裁判を起こした人は一人もいない現実を考える必要もある。ちなみに、今回地裁が認定したN社の独占的な利益を当社の報奨金の算定基準に当てはめて計算すると1億円を超える。これを夢と見るか、リスクと見るか、いろいろと考えさせられる判決であった。特許の活用や制度など課題はまだ山積であり、知的財産立国を目指すなかで、知的財産権の問題は当分目が離せない。

* Rokuro TOMITA：太平洋セメント(株)中央研究所 所長